

(様式第1号)

平成28年度 第1回 芦屋市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成28年8月17日(水) 15:00~16:00
場 所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員 河原 誠 委員 長城 紀道 委員 富田 智和 委員 木村 祐子 委員 加納 多恵子 欠席委員 土山 希美枝 欠席委員 伊藤 恵子 欠席委員 段谷 泰孝 市長 山中 健 副市長 佐藤 徳治 教育長 福岡 憲助 病院事業管理者 佐治 文隆 事務局 山口総務部長, 安達人事課長, 高橋人事課係長, 野田人事課職員
事務局	総務部人事課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員及び市職員紹介
- (4) 会長及び職務代理者の選任について
- (5) 芦屋市長等倫理審査会について
- (6) その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例
資料2 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則
資料3 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規程

3 審議経過

開会

- (1) 会長選出について
互選により河原氏を選任した(任期:平成30年5月末まで)。
- (2) 職務代理者について
会長の指名により長城氏を選任した(任期:平成30年5月末まで)。

(3) 芦屋市長等倫理審査会について

(事務局 安達人事課長)

提出資料1, 2について、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例、同施行規則の説明を行った。

(会長)

ありがとうございました。今ご説明があったように市民からの請求によって、市長や市の要職者の倫理違反があるのかないのかを審査するのが、我々の仕事です。

最近では都の公用車で別荘まで行くという大きなニュースがありましたが、知事の釈明では法律に違反しているわけではないということでした。それが本当に良いのかを審査することもこの審査会で扱うことになり得る話です。

法律というのは、ぎりぎりの線を引いているものであり、その線を越えると国家レベルでは法律、地方公共団体では条例で否定される行為であります。議員や地方公共団体の長は税金で生活し、市民をより良い方向に導かないといけない人であるが、法律すれすれのことをしていいのかは倫理的な問題、若しくは公職者としての資格の問題として十分議論となる問題です。

知事が公用車で別荘に行ったり、ファーストクラスの飛行機に乗ったり、美術館に行ったりという行為は、当時の知事や第三者委員会の弁護士の釈明では法律に反していないということでした。法律に反していないから良いと言っていたが、このような言い訳を許してよいのかを審査するのが、我々の守備範囲ではないかと思います。

法律はぎりぎりの線、つまり、それ以上やってはいけないという最低ラインが引いてあるものです。法律に書いていないから市民は何をしてもよいということはありません。その最低ラインの上には道徳やマナーがあり、税金で市民を導いていく職務がある方は、それ以上の清廉さが要求されるのではないかと思います。

価値観が多様化する中で、どこまでを倫理的な問題として出していけばよいか、議論したいです。どこまで委員外の人と言いつてもいいか、委員の中で一致すればそれでよいのか、これから勉強会を開いていく中で考えていきたいと思えます。

今後は勉強会を何回か開いていく予定です。地方公共団体であったトラブルを中心に話し合います。また条例の内容を年に2, 3回少しずつ確認していければと思います。もし、何かあれば、招集がかかりますので御協力ください。

今回新たに入られた委員の方で、何かわからないところはございますか。

(木村委員)

結局、市議会議員ではなくて、市長と職員も対象となるのですか。

(会長)

この審査会での対象は市長、副市長、教育長、病院事業管理者です。この4人の方々について何か問題があると、選挙権をもっている市民の50分の1、約1500名の署名により審査請求があれば審査会を開くことになります。

(木村委員)

今まで審査請求はありましたか。

(会長)

過去12, 3年やっていますがそういった事例はありません。

(加納委員)

勉強会の話が出ましたが、審査請求がなくてもこの審査会は存在するのですか。

(会長)

はい、何かあった時のために勉強会を開く必要があります。

(加納委員)

それでは常に対象者を見ていなくてはいけないのですか。

(会長)

見ておくというよりも、何かあった時に市民の審査請求先がなければいけません。条例だけあっても意味を成しません。

(木村委員)

一般の人もそうかもしれませんが、そのような審査請求先があるとは知りませんでした。何人の方が認識しているのか。

(会長)

その点については、広報の問題も考えていかなければいけません。

(加納委員)

先ほど法律のぎりぎりの線というお話がありましたが、その常識の範疇は例えば東京と芦屋では違うのですか。

(会長)

まず、ぎりぎりの線というのは、法律では許容されたとしても、常識的に問題となり得ることです。

(加納委員)

それは、東京は東京の枠があって、芦屋には芦屋の枠があるというように決まっているのか、そのぎりぎりの線を市民の常識も考慮しながら作ることができますか。

(会長)

質問と少し逸れてしまうかもしれませんが、我々は芦屋の倫理を決めてしまえるという重たい責務があります。例えば市長等の4人の中に、お金を受け取ったという疑いがあった時に、ある人にとっては5万円は許せるが、ある人にとっては5千円でも許せない人が出てくるので、その線をどこに引くかを考えることになります。東京と芦屋で比較する必要はなく、芦屋の中で「この基準の価値観を持ちましょう。」というものを決めていくことになります。

もし、東京で似たような事例があれば、その際の参考資料にはなりますが、東京に合わせなければならないものではありませんし、東京と違う結論を出さなければいけないものでもありません。

答えになりましたでしょうか。

(加納委員)

はい。福祉では公平委員会や評価委員会が県の規模としてあります。事業所が暴力をふるったなどのケースはあるのですが、市長の方々についてとなると、初めての経験なので、わかりませんでした。

(会長)

倫理というつかみどころのない、時代によっても年齢によっても変わってくるものに一定の線を引くことが我々の仕事であります。

(木村委員)

市長の方々の情報公開はあるのでしょうか。チェック機関はあると思いますが、事前段階で何かおかしいというのはどうやって気づくのですか。

(会長)

我々は待ちの立場です。条例第7条のとおり、地方自治法第18条に規定する選挙権を有する50分の1以上の市民の連署をもって、その代表者から、市長等に対し、倫理規準に違反する疑いのあることを書面で申し立てて審査を請求することができるので、そのアクションが市民からあったときに初めて我々が招集されます。

(木村委員)

私たちから、これはおかしいのではないかという投げかけはできないのですね。

(会長)

はい。その際は市民として1,500人の中の1人に入ってもらってという形になります。

(富田委員)

東京の事例がありました。第三者委員会が立ち上がった案件で、第三者委員の調査とこの委員会の調査が併存する可能性はあるのですか。

(会長)

東京の事例での第三者委員会は、あくまで個人的に知事が設置したもので、東京都が設置したものではないので、併存する可能性はあります。

私たちの調査が公表され、何か罰則があるということはありませんが、次の選挙の際の判断材料として影響することも考えられます。それで議会で追及されることもありませんし、結論を出したから、職を失うということもありません。

条例第13条にあるように有罪判決を受けても、この条例ではすぐに辞めなさいということもできません。

(富田委員)

条例第13条で議員または市長に限られているのは、それ以外の方々には、公務員の欠格理由になるからということでしょうか。禁錮以上の刑が確定した時点で失職事由になるので、除かれているのですね。

(会長)

懲戒処分の対象になるから除かれているのでしょうか。また調べていただけると助

かります。

我々が招集されて議論するときの会議は、原則公開ですので、公聴席があつて、一般の方が聴きに来られます。署名した1,500人の内の半分の750人くらいの方が興味を持って聴きに来られることも考えられます。

私どもの義務としては、秘密は守らなければいけないということです。

他に何かございませんでしょうか。特になければ、事務局へお返しします。

(事務局安達人事課長)

先ほど会長の方からおっしゃられましたように、勉強会の方は会長とご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後のスケジュールですけれども、勉強会の内容が決まりましたら、通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題は以上でございますので、本日は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会